

国土交通省告示第五十三号（平成二十五年十月二十九日）

○特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 令第二百二十九条の三第二項第二号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一 勾配が三十度を超えるエスカレーター 令百二十九条の十二第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イゝホ（略）</p> <p>二 踏段の幅が一・一メートルを超えるエスカレーター 令第二百二十九条の十二第一項第一号、第三号、第五号及び第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イゝハ（略）</p> <p>三 速度が途中で変化するエスカレーター 令第二百二十九条の十二第一項第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イゝリ（略）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 令第二百二十九条の三第二項第二号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態の特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一 勾配が三十度を超えるエスカレーター 令百二十九条の十二第一項第一号、第三号及び第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イゝホ（略）</p> <p>二 踏段の幅が一・一メートルを超えるエスカレーター 令第二百二十九条の十二第一項第一号、第三号及び第五号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イゝハ（略）</p> <p>三 速度が途中で変化するエスカレーター 次に定める構造であること。</p> <p>イゝリ（略）</p>